

## ミャンマーにおける主なビジネス組織の種類

---

ミャンマーの会社は、ミャンマー会社法 2017「MCL」に基づき、投資企業管理局「DICA」に設立されています。DICA は会社の管理を監督し、会社の登録機関として機能します。2018 年 8 月に新しいミャンマーの電子登録システムがと会社登録が始まって比較的、組み入れての新しい会社のために速くて簡単でアクセス可能なプロセスをして、既存の会社の申告と管理をしています。

以下は、ミャンマーで利用可能な主なビジネス組織の種類の詳細です。

### 株式で制限されている民間会社

ほとんどの国と同様に、最も一般的な法人事業体は、「PCLS」と言う株式によって制限されている民間会社です。PCLS は、資産を保有し、それ自体の名前で契約書に入る権利を有する別個な法的実体です。株主には有限責任が与えられています。「彼らが購読している株式資本の額に制限されている」。しかし、会社を設立する時には通常に報告義務とファイリング義務を続けて、DICA に提出された情報の多くは公に見える可能です。

PCLS には、取締役 1 名と株主 1 名が必要で、通常ミャンマーに居住する取締役は少なくとも 1 名は必要です。株主が 50 人を超えることはできません。

MCL の下では、35%以下の外資は「ミャンマー会社」に分類されます。一般的な意図は、「ミャンマー会社」は外国投資で現地所有ライセンスとして分類される目的です。ただし、実際には、各省庁がそれぞれの責任分野内で自体の外国投資とライセンス基準を設定することができます。したがって、DICA による「ミャンマー会社」としての分類は、ミャンマーの 100%所有する会社が運営できるすべてのことは少数の外資を所有する PCLS が運営できると言う意味ではありません。

### 株式で制限されている公開会社

公開会社は 50 人以上の株主を持つことができ、目論見書と開示の要件に従って、資金を調達するために株式やその他の証券を一般に提供することができます。公開会社はヤンゴン株式取引所に上場することもできます。

PCLS と比較して、公開会社は高いレベルの規制監督と高い報告要件の影響を受けます。その高い基準は、公開会社の潜在的に多数の少数株主に対して保護を強化することを目的としています。

### 海外法人

MCL の下では、「海外法人」はミャンマーの外で設立した会社です。海外法人は DICA に登録することが出来まして、ミャンマーで直接事業を営む許可を得ることができます。海外の親会社に株主有限責任を提供するために子会社と PCLS を設立するを比べると、登記した海外法人はミャンマーでの活動に対して直接的に責任があります。ミャンマーの海外法人によるいかなる利益も、その会社の直接の収入です。ただし、ミャンマー法人の子会社から海外の親会社への配当金の送金に対する源泉課税はありません。

海外法人は、ミャンマーで設立した会社と同様にして報告と提出要件が必要です。

## 無制限会社

MCLは無制限の会社の設立を許可して、株主の責任又は会員のためには会社の借越金と清算の義務は無制限です。一部の管轄では、無制限会社は財務報告書を提出するための要件から免除しているから、より一層株主のプライバシーを提供します。しかし、これはMCLの下では適用されないようであり、私たちの知る知識では、この段階でミャンマーに無制限の会社はありません。

## 合併事業

ミャンマーでは合併事業が比較的一般的であり、特に外国投資家とミャンマー投資家間の協力としては一般的です。投資規制では、企業がいくつかの分野で事業を営むために、最低レベルのミャンマーの所有権が必要ですから、合併事業は時々規制及び商業の理由で結成されます。多くの合併事業は株主合意又は合併事業の関係を詳細に説明している他の契約と共有したPCLSに操作として設立されます。設立されていない合併事業も契約の下で形成することができます。フランチャイズおよびアウトソーシングされたサービスの取決めのような他の協同組合の契約協定も可能です。

## 個人事業

ミャンマーでは、自然人が直接に所有して事業を個人事業として引き受けることができます。これは中小企業、特にミャンマーが所有する企業では一般的ですが外国人投資家にとって実用的な選択肢ではありません。会社と比べると個人事業は規制と報告義務が少ないです。しかし、個人事業は事業の借金と負債の個人的に責任があることになり、退職後または事業主の死亡後に事業を継続するために別々の手配が必要です。

## パートナーシップ「共同経営」

パートナーシップは1932年パートナーシップ法に基づくミャンマー法で認められています「新しいパートナーシップ法の草案が作成されましたが、現時点でそれがいつ譲渡される可能性があるかについての指示はありません」。多くのミャンマー人は友達、家族、そして他の共同者と協力して事業をしていますが、現時点では正式なパートナーシップは一般的ではありません。パートナーシップの形成には、パートナーが事業の利益を分担するための条件に同意するパートナーシップ契約が必要です。PCLSと異なり、パートナーシップは有限責任を負うものではなく、パートナーシップはパートナーシップ事業によって生じたいかなる損失に対しても個人的な責任を負います。第三者に対して権利を施行できるようにするために、パートナーシップをDICAに登録する必要があります。

## トラスト「企業合同」

ミャンマー法でも信託を認めて、信託法は1882年信託法に準拠しています。しかし、私たちの知る限りでは、信託もまた現在ほとんど使われておらず、ミャンマーではよく理解されていない可能性が最も高いです。

## 保証で制限されている公開会社

株式資本を持たない公開会社を設立することができます。代わりに、会社の各会員は、会社が清算された場合、会員がその負債に対して一定の金額を拠出することを保証します。保証の金額は公称することができます。この構造は、時々非営利団体又は慈善団体を使用することがあります。株式資本の欠如は「株式変更と比較して」協会の会員の変更を直接的にする一方で、公開会社から要求されるより高い基準の報告は会員に対してもっと保護を与えます。

## 商業組合

営利的の促進又は経済発展のために結成された非営利団体は MCL の下で DICA に登録することができます。それ自体は事業協会ではないが、このような 法人協会は商工会議所又は他の貿易促進団体形成するために使用することができます。

---

*Based in Yangon, Livingstons Legal is an independent corporate legal practice focusing on enabling the burgeoning Myanmar investment market. Our firm is staffed by local lawyers familiar with the business environment, laws, regulations and practices of Myanmar as well as international lawyers with expertise in inbound investment and cross-border transactions.*

*We offer a broad service commercial capability across industries, with a focus on market entry, investment, development and finance activities. Our senior lawyers have significant in-house experience, which gives Livingstons Legal a valuable commercial and practical perspective on providing legal services to both foreign and domestic businesses*

---



**LMK Partnerships (Myanmar) Co., Ltd.**  
**Room 9A (Level 9), Pansodan Business Tower**  
**Corner of Anawrahta Road and Pansodan Street**  
**Kyauktada Township, Yangon, Myanmar**  
**Tel: +95 (0)934 604 4794**  
**Email: [contact@livingstonslegal.com](mailto:contact@livingstonslegal.com)**  
**[www.livingstonslegal.com](http://www.livingstonslegal.com)**

---